

平成28年度新入学児童就学時健康診断について

平成28年春の小学校入学に備え、新1年生になる児童を対象に健康診断を行います。保護者には9月下旬にお知らせを送る予定です。

児童の健康状態を把握し、安心して学校生活を送っていただくために必要な健康診断ですので、お知らせに記載された日時に必ず受診してください。

■対象者：平成21年4月2日から22年4月1日生まれの人

■検査項目：内科検診、眼科検診、耳鼻科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査、言語検査、知能検査

■日程：10月から11月の間

※詳しい日程については、9月下旬に発送するお知らせをお待ちください。

■その他

▽10月になってもお知らせが届かない場合はご連絡ください。

▽検査項目によって、保護者または代理の人の付き添いが必要となります。

▽健康診断にあたって特別に配慮を希望される場合は事前にご連絡ください。

■問い合わせ先

教育委員会 ☎46-55576

電気柵の安全確保措置について

鳥獣被害防止のために設置された電気柵による感電死亡事故が、県外において発生しました。鳥獣被害防止のための電気柵を設置する場合には、電気事業法に基づいて、感電防止のための適切な措置を講じることが必要です。

個人で電気柵を設置している人は、農林振興課までお知らせください。なお電気柵を設置している人は、安全確保のために次の点を順守してください。

▽電気柵を設置する場合は、見やすい文字で危険表示を行うこと。

▽電気柵の電気を30秒以上の電源から供給する時は、電気用品安全法の適用を受ける電源装置を使用すること。

▽電気柵を公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合は、30秒以上の電源から供給する時は、15ミリの漏電が起った時に電気を遮断する漏電遮断器を設置すること。

▽容易に開閉できる箇所に、専用の開閉器を設置すること。

■問い合わせ先

農林振興課 ☎46-55564

戦没者などの「遺族の皆さまへ」

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などの「遺族に特別弔慰金(記名国債)が支給されます。

■対象者：戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人

- 1 弔慰金の受給権者
2 戦没者などの子
3 戦没者などの①父母②孫③祖母④兄弟姉妹
4 1〜3以外の三親等内の親族
※おい、めいなど

(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人に限られます)

■支給内容：額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期間：30年4月2日(月)までの間に限り

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-55562

特別相談会日程表
日程 対象
9月7日(月) 1区
8日(火) 2区
9日(水) 3区
10日(木) 4・5・6区
11日(金) 7・8区
14日(月) 9・10区
15日(火) 11区
16日(水) 12区
17日(木) 13区
18日(金) 14区
24日(木) 15区(滝の沢)
25日(金) 15区(竜ヶ阪)
28日(月) 16・17区
29日(火) 18区
30日(水) 19区
10月1日(木) 20区
2日(金) 21区
5日(月) 全行政区
6日(火) "
7日(水) "

■時間…8:30~11:45
■会場…役場1階談話室

山でクマに出合わないために！

7月末時点で県内におけるツキノワグマによる人身被害が7件発生しています。ツキノワグマと遭遇し被害に遭わないよう、行楽などで野山に入る予定の人は、次のことに「ご注意ください。」

▽グループでの行動を基本とし、クマの活動が活発になる朝夕は山中に入らない。

▽鈴、笛、ラジオなど音の出るものを携帯し、クマに自分の存在を知らせる。

■問い合わせ先

農林振興課 ☎46-55564

「個人番号制度」通知カードの居所情報登録申請について

10月5日以降、町に住民票があるすべての住民に個人番号を記載した通知カードが送付されます。

■受付期間

9月25日(金)まで

■必要な書類

①居所情報登録申請書
申請書は町民福祉課窓口へ届けてあり、申請者1人ごとに1枚申請書が必要で、

②申請者の本人確認書類(運転免許証など)

③居所に居住することを証明する書類(医療機関などが発行する入院などを証明する書類)

④代理人が申請する場合は、代理権を証明する書類(委任状など)および代理人の本人確認書類

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-55562

臨時福祉給付金と低所得者生活支援給付金のお知らせ

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、「臨時福祉給付金」などを支給します。

■対象者および支給額

【臨時福祉給付金】

▽支給対象者：27年度分の住民税(均等割)が課税されていない人

※ただし、課税されている人、生活の面倒を見てもらっている場合や、生活保護の受給者である場合などは除きます。

▽支給額：1人につき6000円

【低所得者生活支援商品券】

▽交付対象者：26年度に臨時福祉給付金の支給を受けた人および26年度臨時福祉給付金未申請の人で26年度分住民税(均等割)が課税されていない人

▽交付額：1人につき3000円分
※27年4月1日において15歳未満に該当する児童の場合一人につき2000円分を加算

■申請書の送付

【臨時福祉給付金の場合】

基準日(27年1月1日)に町にお住まいで、給付金の支給対象者に9月上旬から「申請のお知らせ」と「申請書」を送付します。

申請のお知らせなどが届かない場合でも、給付金の支給対象者に該当すると思われる人はお問い合わせください。

■問い合わせ先

町民福祉課 臨時福祉給付金担当 ☎46-2111(内線191)

■給付金などの申請方法

役場1階談話室で9月15日から12月15日まで申請の受け付けをしますので、「申請書」と「商品券引換券」を提出してください。

臨時福祉給付金は、審査後、支給不支給決定通知書を送付し、支給決定者に支給します。審査結果によっては、給付されない場合もあります。

低所得者生活支援商品券は、その場で商品券をお渡しします。

■その他

給付金に関する「振り込み詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省などをかたった電話がかかってきたら、迷わず町民福祉課や最寄りの警察署または警察相談専用電話(9110)にご連絡ください。